

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	子ども子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、子ども子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

古河市長

公表日

令和5年5月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども子育て支援に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法に基づく保育所入所に関する事 ・子ども・子育て支援法に基づく「子どものための教育・保育給付」に関する事 ・子ども・子育て支援法に基づく「子育てのための施設等利用給付」に関する事 <p>①申請に基づき幼児教育・保育施設への入退所及び幼児教育・保育認定、幼児教育・保育の無償化の認定を管理</p> <p>1. 申請受付(宛名参照) 2. 入所選考会議 3. 入所決定 4. 入所承諾(不承諾)通知 5. 認定通知</p> <p>②世帯状況、世帯員の税額等を参照し、徴収基準表をもとに保育料又は副食費を決定、徴収</p> <p>1. 口座申込 2. 家族住民税参照 3. 料金計算 4. 保育料決定通知 5. 副食費免除決定通知 6. 口座振替依頼(納付書作成) 7. 振替(納付)結果消込 8. 口座支払</p> <p>③運営費報告資料の作成</p> <p>1. 児童数集計 2. 運営費集計</p> <p>申請、届出等は窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能で受領する。 処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。</p>
③システムの名称	保育認定システム、宛名管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 児童台帳情報ファイル 2. 家族台帳情報ファイル 3. 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第8項及び第94項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第8条第7号及び第68条1号から10号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【照会】 番号法第19条第8号 別表第二 第13項及び第116項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第10条の3及び第59条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	古河市 福祉部 子ども福祉課
②所属長の役職名	子ども福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	古河市 総務部 総務課 茨城県古河市下大野2248番地 電話0280-92-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	古河市 福祉部 子ども福祉課 茨城県古河市下大野2248番地 電話0280-92-3111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	古河市子ども部子育て対策課	古河市長公室子ども局子ども入園課		
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	子育て対策課長 田沢 道則	子ども入園課長 落合 昇平		
平成28年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ 連絡先	古河市子ども部子育て対策課	古河市長公室子ども局子ども入園課		
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	古河市長公室子ども局子ども入園課	古河市健康福祉部子ども福祉課		
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	子ども入園課長 落合 昇平	子ども福祉課長 尾花 仁		
平成29年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ 連絡先	古河市長公室子ども局子ども入園課 茨城県古河市下大野2248番地 電話0280-92-3111	古河市健康福祉部子ども福祉課 茨城県古河市下大野2248番地 電話0280-92-3111		
平成29年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成26年11月30日 時点	平成29年4月1日 時点		
平成29年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成26年11月30日 時点	平成29年4月1日 時点		
平成30年1月19日	評価書名	保育所における保育の実施等	子ども子育て支援		
平成30年1月19日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	保育所における保育の実施等	子ども子育て支援		
平成30年1月19日	公表日	平成29年4月1日	平成30年3月1日		
平成30年1月19日	1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の内容	<p>①申請に基づき保育所への入退所を管理 1. 申請受付(宛名参照) 2. 入所選考会議 3. 入所決定 4. 入所承諾通知</p> <p>②世帯状況、世帯員の税額等を参照し、徴収基準表をもとに保育料を決定、徴収 1. 口座申込 2. 家族住民税参照 3. 料金計算 4. 保育料決定通知 5. 口座振替依頼(納付書作成) 6. 振替(納付)結果消込</p> <p>③運営費報告資料の作成 1. 児童数集計(月報) 2. 運営費集計(年度報)</p>	<p>①申請に基づき保育所への入退所を管理 1. 申請受付(宛名参照) 2. 入所選考会議 3. 入所決定 4. 入所承諾通知</p> <p>②世帯状況、世帯員の税額等を参照し、徴収基準表をもとに保育料を決定、徴収 1. 口座申込 2. 家族住民税参照 3. 料金計算 4. 保育料決定通知 5. 口座振替依頼(納付書作成) 6. 振替(納付)結果消込</p> <p>③運営費報告資料の作成 1. 児童数集計(月報) 2. 運営費集計(年度報)</p> <p>申請、届出等は窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能で受領する。処分通知等は、郵送マイナポータルのお知らせ機能で通知する。</p>		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月19日	1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	保育料システム、宛名管理システム、中間サーバー	保育料システム、宛名管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)		
令和1年6月28日	1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の内容	<p>①申請に基づき保育所への入退所を管理 1. 申請受付(宛名参照) 2. 入所選考会議 3. 入所決定 4. 入所承諾通知</p> <p>②世帯状況、世帯員の税額等を参照し、徴収基準表をもとに保育料を決定、徴収 1. 口座申込 2. 家族住民税参照 3. 料金計算 4. 保育料決定通知 5. 口座振替依頼(納付書作成) 6. 振替(納付)結果消込</p> <p>③運営費報告資料の作成 1. 児童数集計(月報) 2. 運営費集計(年度報)</p> <p>申請、届出等は窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能で受領する。 処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。</p>	<p>・児童福祉法に基づく保育所入所に関すること ・子ども・子育て支援法に基づく「子どものための教育・保育給付」に関すること ・子ども・子育て支援法に基づく「子育てのための施設等利用給付」に関すること</p> <p>①申請に基づき幼児教育・保育施設への入退所及び幼児教育・保育認定、幼児教育・保育の無償化の認定を管理 1. 申請受付(宛名参照) 2. 入所選考会議 3. 入所決定 4. 入所承諾(不承諾)通知 5. 認定通知</p> <p>②世帯状況、世帯員の税額等を参照し、徴収基準表をもとに保育料又は副食費を決定、徴収 1. 口座申込 2. 家族住民税参照 3. 料金計算 4. 保育料決定通知 5. 副食費免除決定通知 6. 口座振替依頼(納付書作成) 7. 振替(納付)結果消込 8. 口座支払</p> <p>③運営費報告資料の作成 1. 児童数集計 2. 運営費集計</p> <p>申請、届出等は窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能で受領する。 処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。</p>		
令和1年6月28日	1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	保育料システム、宛名管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)	保育認定システム、保育料システム、宛名管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)		
令和1年6月28日	3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第8項	番号法第9条第1項 別表第一 第8項及び第94項		
令和1年6月28日	4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第13項	番号法第19条第7号 別表第二 第13項及び第116項		
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満		
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成31年5月1日 時点		
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成31年5月1日 時点		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	IVリスク対策	記載なし	新規記載	事後	様式の変更に伴う変更
令和1年6月28日	公表日	平成30年3月1日	令和1年6月28日		
令和2年6月30日	公表日	令和1年6月28日	令和2年6月30日		
令和2年6月30日	1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	保育認定システム、保育料システム、宛名管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)	保育認定システム、宛名管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)		
令和2年6月30日	3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第8項及び第94項	番号法第9条第1項 別表第一 第8項及び第94項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第8条第7号及び第68条1号から10号		
令和2年6月30日	4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第13項及び第116項	【照会】 番号法第19条第7号 別表第二 第13項及び第116項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第10条の3及び第59条の2		
令和2年6月30日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	古河市 健康福祉部 子ども福祉課長	古河市 福祉部 子ども福祉課長		
令和2年6月30日	8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ 連絡先	古河市 健康福祉部 子ども福祉課 茨城県古河市下大野2248番地 電話0280-92-3111	古河市 福祉部 子ども福祉課 茨城県古河市下大野2248番地 電話0280-92-3111		
令和2年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成31年5月1日 時点	令和2年6月1日 時点		
令和2年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年5月1日 時点	令和2年6月1日 時点		
令和3年9月10日	公表日	令和2年6月30日	令和3年9月10日		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月10日	4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【照会】 番号法第19条第7号 別表第二 第13項及び第116項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3及び第59条の2	【照会】 番号法第19条第8号 別表第二 第13項及び第116項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3及び第59条の2	事後	
令和3年9月10日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	
令和3年9月10日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	
令和4年11月28日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和3年6月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	
令和4年11月28日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年6月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	
令和5年5月16日	1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	保育認定システム, 宛名管理システム, 中間サーバー, サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)	保育認定システム, 宛名管理システム, 中間サーバー, サービス検索・電子申請機能(マイナポータル), 申請管理システム	事後	
令和5年5月16日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和4年6月1日 時点	令和5年5月1日 時点	事後	
令和5年5月16日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年6月1日 時点	令和5年5月1日 時点	事後	